

平成 22 年 12 月 15 日

平成 23 年度税制改正に関する会長談話

(社) 投資信託協会  
会 長 稲野 和利

昨日、平成 23 年度税制改正における証券税制の軽減税率延長について、公募株式投資信託や上場 REIT・ETF を含む上場株式等の軽減税率（10%）が 2 年間延長されることが決定した。

今回の決定は、公募株式投資信託等を保有する投資家やこれから証券投資を始める方々にとって朗報であるばかりか、資本市場を通じた資金供給のパイプを太くすることで、日本経済の活性化にもつながるものである。

ご尽力いただいた政府・与党をはじめ関係者の方々に、深く感謝を申し上げる。

軽減税率の延長に伴い、少額の上場株式等投資のための非課税制度（日本版 ISA）の実施時期が 2 年間延びることとなったが、この間に本制度が安定的でより使いやすいものとなるよう、議論が進むことが望まれる。

多くの国民は、より豊かで幸福な生活の実現を目指して資産形成を行い、また行おうとしている。今後も、国民の資産形成に資する政策実現にご尽力いただきたい。

本協会は、最終受益者の利益に資するインフラ整備や自主規制機能の発揮による透明性向上に一層注力し、これまで以上に投資信託の普及・啓発活動を進めてまいりたい。

以 上